

報 告 書

依 頼 者： 株 式 会 社 桐 井 産 業
件 名： 最 終 処 分 場 水 質 検 査

2 0 2 1 年 5 月

株式会社 イーエス総合研究所
苫小牧支店



試験成績書

L21-0081-1
2021年5月31日

株式会社桐井産業 殿

計量証明事業登録 北海道 第 6 5 4 号
〒007-0895 札幌市東区中沼西5条1丁目8番1号
株式会社 イーエス 総合研究所
TEL (011)791-1651 FAX (011)791-5241

件名: 最終処分場水質試験

2021年5月18日受付の試料について下記のとおり報告いたします。

採取区分		当事業所(加藤)			試料区分		水質
試料名		浸透水	上流 (第1井戸)	下流 (第2井戸)	以下余白		
採取日時		2021年 5月18日	2021年 5月18日	2021年 5月18日			
分析項目	単位	分析結果	分析結果	分析結果		基準	分析方法 (定量下限値)
アルキル水銀	mg/L	不検出	不検出	不検出		検出 されないこと	昭和46年環告59号 付表3 (0.0005mg/L)
総水銀	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満		0.0005以下	昭和46年環告59号 付表2 (0.0005mg/L)
カドミウム	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満		0.003以下	JIS K 0102 55.4 (0.0003mg/L)
鉛	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満		0.01以下	JIS K 0102 54.4 (0.005mg/L)
六価クロム	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満		0.05以下	JIS K 0102 65.2.1 (0.005mg/L)
砒素	mg/L	0.002	0.001未満	0.004		0.01以下	JIS K 0102 61.4 (0.001mg/L)
全シアン	mg/L	不検出	不検出	不検出		検出 されないこと	JIS K 0102 38.1.2/5 (0.01mg/L)
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	不検出	不検出	不検出		検出 されないこと	昭和46年環告59号 付表4 (0.0005mg/L)
トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満		0.01以下	JIS K 0125 5.2 (0.001mg/L)
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満		0.01以下	JIS K 0125 5.2 (0.001mg/L)
ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満		0.02以下	JIS K 0125 5.2 (0.002mg/L)
四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満		0.002以下	JIS K 0125 5.2 (0.0002mg/L)
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満		0.004以下	JIS K 0125 5.2 (0.0004mg/L)
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満		0.1以下	JIS K 0125 5.2 (0.01mg/L)
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満		0.04以下	JIS K 0125 5.2 (0.004mg/L)
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満		1以下	JIS K 0125 5.2 (0.1mg/L)

基準：一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令

(昭和52年 総理府・厚生省令第1号)別表第2

〈備考〉「検出されないこと」とは、定められた測定方法で測定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう

試験成績書

L21-0081-2
2021年5月31日

株式会社桐井産業 殿

計量証明事業登録 北海道 第 6-54号
〒007-0895 札幌市東区中沼西5条1丁目8番1号
株式会社 イーエス総合研究所
TEL (011)791-1651 FAX (011)791-5241

件名: 最終処分場水質試験

2021年5月18日受付の試料について下記のとおり報告いたします。

採取区分		当事業所(加藤)			試料区分		水質
試料名		浸透水	上流 (第1井戸)	下流 (第2井戸)	以下余白		
採取日時		2021年 5月18日	2021年 5月18日	2021年 5月18日			
分析項目	単位	分析結果	分析結果	分析結果		基準	分析方法 (定量下限値)
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満		0.006以下	JIS K 0125 5.2 (0.0006mg/L)
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満		0.002以下	JIS K 0125 5.2 (0.0002mg/L)
チウラム	mg/L	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満		0.006以下	昭和46年環告59号 付表5 (0.0006mg/L)
シマジン	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満		0.003以下	昭和46年環告59号 付表6第1 (0.0003mg/L)
チオベンカルブ	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満		0.02以下	昭和46年環告59号 付表6第1 (0.002mg/L)
ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満		0.01以下	JIS K 0125 5.2 (0.001mg/L)
セレン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満		0.01以下	JIS K 0102 67.4 (0.002mg/L)
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満		0.05以下	昭和46年環告59号 付表8第3 (0.005mg/L)
クロロエチレン	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満		0.002以下	平成9年環告10号 付表第2 (0.0002mg/L)
		以下余白	以下余白	以下余白			

基準：一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令
(昭和52年 総理府・厚生省令第1号)別表第2

< 備考 >